小児慢性特定疾病医療費給付 継続申請のお知らせ

- 現在お持ちの医療受給者証の有効期限は 令和6年9月30日 までです。
- 10月以降も引き続き医療給付を受けるためには 継続申請 が必要です。
- ◎郵送での申請 または ★事前予約し来所 をお願いいたします。

◎郵送

特定記録または簡易書留での郵送をお願いいたします。

来所予約受付フォーム

★来所

電子申請またはお電話にて<mark>予約</mark>してください。

(感染症保健対策課 048-973-7531)



予約なしで来所された場合、対応できないかお待ちいただくことがあります。

- ※ 18歳以上の方は、受給者証の有効期限終了後の新規申請はできません(継続申請は可能)。
- ※ 令和6年9月30日までに20歳に到達する方については、20歳に到達する誕生日の前日までが受給対 象期間となります

申請期間・申請先

期間 令和6年6月20日(木)~7月31日(水)

- ※ 期限後は9月30日まで継続申請が可能ですが、申請時期が遅くなりますと受給者証の交付が10月以降となる可能性があります。
- ※ 現在お持ちの医療受給者証の記載内容に変更がある場合は、窓口での手続きが必要です。(P4「ご注意ください」(2)参照)

- ※ 郵送上のトラブルについては、感染症保健対策課では一切責任を負えませんのでご了承ください。
- ※ 不足書類等の場合に連絡しますので、申請書の電話番号欄には<u>日中連絡の取れる携帯電話番号</u>等を記入してください。

審査方法・結果

- ・ 小児慢性特定疾病対象基準に基づき、医師が記載した医療意見書の審査を行いますので、 主治医の先生とよくご相談の上、申請してください。
- ・ 不足書類がある場合、受給者証の交付が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

【お問い合わせ】 越谷市保健所 感染症保健対策課

「保健センター」ではありませんのでご注意ください「エトン」の48-973-7531

FAX 048-973-7534

1

※書類は黒ボールペンで記入してください

全員が提出する書類

(1)3(4)5の書類は全員同封しています)

- □ ① 小児慢性特定疾病医療費支給申請書(兼)登録者証交付申請書
 - …個人番号(マイナンバー)は変更した場合のみ記入してください。
 - …今年度より「登録者証」制度が開始となりました。 登録者証を申請していただくと市区町村がマイナンバーを用いた情報連携により、災害対策基本法による避難行動要支援者名簿等の作成事務において登録者情報を確認できます。登録されるのは、氏名・生年月日・小児慢性特定疾病の受給者であること(疾病名は除く)の情報です。詳細は越谷市ホームページをご覧ください。
- □ ② 小児慢性特定疾病医療意見書【継続用】(申請日の3か月以内に指定医が記入したもの) …小児慢性特定疾病情報センターホームページ(http://www.shouman.jp)に、疾病別に788種類の様式があります。様式は配布しませんので、作成医療機関に依頼してください。
- □ ③ 医療意見書情報の研究等への利用についての同意書
- □ ④ 継続申請(郵送用)添付書類台紙(以下を貼り付け)
 - (1) 現在お持ちの医療受給者証のコピー
 - (2) 患者本人及び被保険者の健康保険証のコピー(生活保護受給者で保険未加入の方は除く)

該当する方のみ提出する書類

□ ⑤ 医療保険者への情報提供等についての同意書

国民健康保険組合(土建国保、建設国保、 医師国保等)の方、医療保険者が変更になった方は必ず提出してください。

- □ ⑥ 自己負担上限月額の算定に必要な書類
 - ・・・P3「必要書類⑥:自己負担上限月額の算定に必要な書類」について をご確認ください。
- □ ⑦ 高額療養費の所得区分照会に必要な書類(令和6年1月1日越谷市外在住の方)
 - ・・・P3「必要書類⑦:高額療養費の所得区分照会に必要な書類」についてをご確認ください。
- □ < ② 特定疾病療養受療証の写し(血友病A・Bの申請をする場合でお持ちの方のみ)
 - ・・・お持ちの方は、⑦高額療養費の所得区分照会に必要な書類は不要です。
- □ ⑨ 医療保険の限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
 - ・・・お持ちの方のみ
- □ ⑩ 児童等の指定難病の受給者証、世帯員の小児慢性又は指定難病の受給者証の写し
 - ・・・同一世帯(受診者と同じ公的医療保険に加入する人)に複数の医療費支給認定者がいる場合は、世帯内の負担が増えないようにするため、自己負担上限月額の按分が適用されます。 同一世帯に小児慢性特定疾病や指定難病の受給者がいる場合は、受給者証のコピーを添付してください。(申請中の場合は申請書の写し)
- □ ① 本人確認書類(マイナンバー関連)
 - ・・・マイナンバーが変更となった場合のみ必要です。 P4「必要書類⑪:本人確認書類(マイナンバー関連)」について をご確認ください。
- □ ⑫ 委任状
 - ・・・申請時に受給者が18歳以上で、受給者以外が申請者となる場合、委任状が必要です。

重症患者認定申告を行う方

※ 現在、該当されている方には書類を同封しています。 新たに申請される場合は HP からダウンロードしてください。

□ ③ 重症患者認定申告書

(例)医療意見書1ページ目

・・・(1)医療意見書の「重症患者認定基準に該当」の方 (2)「高額かつ長期」に該当する方。

P3「必要書類⑥:自己負担上限月額の算定に必要な書類」について をご確認ください。

する ・ しない ・ 不明

小児慢性特定疾病 重症患者認定基準に該当

□ ⑭ 人工呼吸器等装着者証明書

- ・・・人工呼吸器、体外式補助人工心臓等を装着されている場合
- □ 15 **身体障害者手帳、療育手帳等の写し ・・・**申請する疾病に関係するものがある場合

「必要書類⑥:自己負担上限月額の算定に必要な書類」について

◎「自己負担上限月額の算定に必要な書類」は、下表の分類ごとに必要な書類が異なりますのでご注意ください。

分類		必要書類		
「高額かつ長期」該当 月の医療費の総額(10割分)が5万円を超え た月が1年間(申請月を含む12ヶ月)のうち 6回以上ある方		・自己負担上限月額管理票の該当ページのコピー ③重症患者認定申告書(「高額治療継続者」に〇) ①小児慢性特定疾病医療費支給申請書(兼)登録者証交付申請書 (「高額かつ長期」に〇) ※ 申請月の翌月からの変更を希望する場合は窓口にて 変更申請をしてください。		
令和6年1月1 日時点で 越谷市 に住民登録されている方	国民健康保険(市町村国保)	・必要書類なし		合が◎ は非医
	国民健康保険組合 (土建国保、建設国保、 医師国保等)	・受診者及び、医療費支給認定基準世帯員(受診者と 健康保険証の記号・番号が同じ人)全員の課税(非課 税)証明書(1/1 時点で16 歳未満の方の証明書は省 米方 路可)		収入状課税の方針
	被用者保険 (全国健康保険協会○○支 部、○○健保組合、等)	・必要書類なし		で申告してくが申請者に年の定基準世帯日
令和6年1月1 日時点で 越谷市外 に住民登録されている方	国民健康保険 (市町村国保、土建国保、 建設国保、医師国保等)	・受診者及び、医療費支給認定基準世帯員(受診者と 健康保険証の記号・番号が同じ人)全員の課税(非課税)証明書(1/1 時点で16 歳未満の方の証明書は省 略可)		たさい。 金や手当等の収・ 具(被用者保険の
	被用者保険 (全国健康保険協会○○支 部、○○健保組合、	受診者が 被保険者 の場合 受診者以外	受診者の課税証明書※1 (受診者本人が非課税の場合は、受診 者本人及び申請者の分) 被保険者の課税証明書※1	入(※2)が被
	○○共済組合等)	が被保険者の場合	(被保険者が非課税の場合は、被保険 者及び受診者の分)	た 保険者
生活保護世帯		・生活保護受給証明書(発行から3か月以内のもの)		
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律による支援給付受給 世帯		・支援給付に係る本人確認証		

- ※1 マイナンバー提出済みの方でマイナンバー連携による照会に了承頂ける場合は不要です。
- ※2 所得税法上の公的年金等、障害年金、遺族年金、寡婦年金、特別障害給付費、労災等による傷害補償・給付、 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の合計額

「必要書類⑦:高額療養費の所得区分照会に必要な書類」(1/1 市外在住の方)

◎国民健康保険組合の方は課税証明書が必要ですのでご注意ください。

	必要書類	
	国民健康保険(市町村国保)	・必要書類なし
^{令和6年1月1日時点で} 越谷市外	国民健康保険組合(土建国保、建設国保、医師国保等)	・組合員及び当該世帯の被保険者全員 の課税(非課税)証明書(令和6年度分) (1/1 時点で 16 歳未満の場合省略可)
に住民登録されている方	被用者保険 (全国健康保険協会〇〇支部、〇〇 健保組合、〇〇共済組合等)	・被保険者の課税(非課税)証明書 (令和6年度分) ※マイナンバー提出済みでマイナンバー連 携による照会に了承頂ける場合は不要。

「必要書類①:本人確認書類(マイナンバー関連)」について

◎ マイナンバーが当初の申請時と変更になった場合のみ下記により手続きしてください。

分類	必要書類	
郵送で申請を行う場合	アからウのいずれかをご提出ください。 ア マイナンバーカード(個人番号カード)の写し※表裏 イ 通知カードの写し + 本人の身元確認書類 ウ 番号確認書類 + 本人の身元確認書類	
申請者本人が窓口で申請を行う場合	アからウのいずれかをご提示ください。 ア マイナンバーカード(個人番号カード) イ 通知カード + 本人の身元確認書類 ウ 番号確認書類 + 本人の身元確認書類	
申請者の代理人が窓口で申請を行う場合	・代理権確認書類(委任状) ・代理人の身元確認書類 ・本人の番号確認書類	

ご注意ください

- (1) 複数の疾病の申請をする場合には、疾病ごとに意見書が必要です。
- (2) 受給者証の記載内容に変更がある場合は継続申請の手続き以外に変更手続きが必要です。 受給者証を持参し窓口で手続きをしてください。

(郵送での手続きを希望される場合は事前にご連絡ください。)

- 住所・氏名の変更
- 加入する医療保険の変更(住所・氏名の変更で医療保険が変更となった場合を含む)※ 高額療養費の所得区分照会に係る書類が必要となります。
- (3) 10月1日以降の申請は新規申請扱いとなり、医療意見書の様式も【新規】のものが必要となります。18歳以上の方は新規申請ができませんので、ご注意ください。
- (4)民法改正により18歳以上の方は本人が申請者となります。<u>本人以外</u>が申請する場合は委任状が必要となりますのでご注意ください。
- ◎ 小児慢性特定疾病医療給付申請に必要な書類は、越谷市ホームページからもダウンロードできます。

越谷市 小児慢性 継続申請

検索

